

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

現在、全国的に高齢者の消費者被害が、高齢者人口の増加率を大きく超えるスピードで増えており、横浜市においても高齢者の消費者被害件数は急増しています。

そこで、横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、これまでも毎月可能な範囲での自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただいておりますが、このたび、4月号を発行いたしましたので、今月も可能な範囲で自治会・町内会の掲示板に掲示していただけますようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、御理解と御協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」4月号 A4判1ページ(月刊)

3 スケジュール

・平成31年4月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

(お問合せ・連絡先)

横浜市経済局消費経済課 田村・若林

電話 045-671-2568 Fax 045-664-9533

「元号の改元」に便乗した 詐欺や契約トラブルにご注意！

新たな元号になることで「新たに手続きが必要」と個人情報を読み出したり、「皇室の記念」などの便乗商法が増えていきます。

● 公的機関や金融機関を装い、「元号の改元による法改正について」と題する不審な資料の入った封書が届いた。信用できるか。

● 高齢の父宛に高額な皇室の記念写真集が送りつけられた。

公的機関や金融機関が暗証番号を文書や電話でたずねることは絶対ありません。



元号の改元による銀行法改

平素は、一般社団法人全国銀行協会加盟銀行を日頃よりご利用いただきありがとうございます。

この度、2019年5月1日からの元号の改元による銀行法改正に伴い「個人情報記載書類の変更・新規作成」「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」の為、全金融機関のキャッシュカードを不正操作防止用キャッシュカードへ変更となりました。つきましては、下記のとおりお手続きください。

- ・「個人情報記載書類の変更・新規作成」銀行法改正によるシステム変更の為、2019年1月1日までに氏名・住所等変更がある場合には、別紙記入欄にご記入の上、返信用封筒でご返送下さい。
- ・「キャッシュカード紛失・盗難によるATMの不正操作防止」銀行法改正により全金融機関の不正操作防止用キャッシュカードへの変更が2019年より順次開始の為、別紙記入欄に【銀行名・支店名・口座番号・暗証番号】をご記入し、現在お持ちのキャッシュカードを返信用封筒に同封し、ご返送ください。＊現在お持ちのキャッシュカードを返送後は新しいキャッシュカードが届くまで、ご利用出来なくなります。3日程度新しいキャッシュカードが届きますので、届き次第後利用可能となります。
- ＊前記の通知が届きました後2日以内にお近くの郵便ポストへの、投函をお願い致します。郵送の際の返信用封筒が破損してしまふ恐れがございます。

一般社団法人全国銀行協会
〒100-8388 東京都千代田区丸の内



お互いに 一声かけて見守りを！



消費者トラブル おかしいな、困ったと思ったら 気軽に相談を
消費生活相談電話 **845-6666**
消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕